

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1および申立人X2と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（但し、下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

ア 避難費用及び生活費増加費用 440,000円

期間 平成23年3月11日から同年12月31日まで

イ 精神的損害 240,000円

期間 平成23年3月11日から同年12月31日まで

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目（但し、同項記載の期間に限る。）についての和解金として、申立人らに対して金680,000円の支払義務があることを認める。

3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項に記載の金員のうち金200,000円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項の損害項目ア（但し、同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人らが署名押印し又被申立人が記名押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年5月27日

（仲介委員 尾野恭史）